

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年8月5日（令和7年（行個）諮問第223号）

答申日：令和8年7月1日（令和8年度（行個）答申第75号）

事件名：本人の夫の労災請求に係る主治医意見書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月7日付け岡労発基0407第1号の1により岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（原文ママ）。

（1）審査請求書（添付資料略）

【医療記録のマスクング開示に関するお願い】

特定医療機関において診察を受けた亡特定個人の特定疾患Bについて、ご相談申し上げます。

現在、医療過誤の可能性を検討しており、医療裁判所への証拠資料の提出を予定しております。そのため、診断に関する画像診断報告書ならびに医師の特定疾患Bの意見書のうち、一部マスクングされている部分について、適正な判断を行うために黒ぬりの部分をはずして頂きたいをお願いしたく存じます。

つきましては、【亡】患者および家族の権利として、該当部分の原本または詳細な情報をご提供いただけますようお願い申し上げます。必要であれば、適正な手続を踏み、正式な依頼書を作成いたしますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

お忙しいところ恐縮ですが、ご確認いただき、返信をいただけますと幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

主治医Aの意見書添付いたします。→【1枚マスキングの部分】

(2) 意見書1

私は、原処分に不服があり、以下の理由により原処分の取消しを求めます。

ア 私は、夫（故人）が特定物質ばく露により発症した疾病について真実を明らかにするため、特定労働基準監督署長が業務上の疾病と認定した時及び死亡時の調査復命書等の開示を求めました。

イ カルテ開示の結果、医師が夫の肺に特定物質による所見があり腫瘍が存在すると判断し、確定診断を行う旨を説明していたことが判明しました。

しかし、その後、当該確定診断が行われていなかったことが明らかになりました。

また、令和元年特定月日のCT検査報告書には、画像診断医が特定物質関連特定疾患Cや特定疾患Dを示唆する重要所見を記載していましたが、主治医はこの所見を無視し、私たち遺族に知らせませんでした。

ウ 本件の非開示部分には、確定診断が行われなかった経緯や判断の根拠に関する記録が含まれている可能性が高く、これは真実解明及び公正な判断のために不可欠な情報です。

よって、一部非開示の決定は不当であり、原処分を取り消し、全面的な情報開示を求めます。

(3) 意見書2

（故）特定個人に関する医師の労働基準監督署への回答文書につきまして、一部「黒塗り」処理が施された内容について、以下の通りご説明申し上げます。

家族が当該文書の黒塗り部分の内容開示を求めることは、個人情報保護の観点からも問題ないと考えております。

【理由】

ア 家族は、労災申請等における直接の利害関係者であり、患者本人の権利を代行する立場にあります。

イ 患者の疾患や診断結果は、家族の生活や将来にも重大な影響を与えるものであり、患者および家族には「知る権利」が認められています。

ウ 医師には、診断・治療内容およびその根拠について、患者本人や家族に対して適切に説明する義務があり、公的機関に提供した情報もその対象に含まれます。なお、黒塗り部分には第三者が識別可能な情報や機密性の高い内容が含まれている可能性があることは理解しておりますが、患者本人またはその家族が開示を求めること自体は、法的にも妥当と考えられます。つきましては、審査会におかれましても、上

記趣旨をご理解いただき、当該情報の開示についてご検討賜りますようお願い申し上げます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年3月18日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法77条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。
- (2) これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年4月24日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起した。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 対象保有個人情報の特定について

（略）

- (2) 本件審査請求における争点について

審査請求人は、本件審査請求において、本件対象保有個人情報のうち「画像診断報告書」及び「医師の特定疾患Bの意見書」について、原処分における不開示部分を開示すべき旨を主張するところ、これらの不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

- (3) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号2の②及び文書番号3の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのい

ずれにも該当しない。

イ 法７８条１項７号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②、文書番号２の②及び文書番号３の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

ウ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の①、文書番号２の①及び文書番号３の①は、法７８条１項各号のいずれにも該当しないから、新たに開示するのが妥当である。

（４）審査請求人の主張について

上記（２）のとおり、審査請求人は、本件審査請求において、本件対象保有個人情報のうち「画像診断報告書」について、原処分における不開示部分を開示すべき旨を主張しているが、別表に記載した本件対象保有個人情報の文書番号５のとおり、原処分で開示された当該報告書に不開示部分は無い。

４ 結論

よって、本件審査請求については、原処分における不開示部分について、法７８条１項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和７年８月５日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月２６日 | 審議 |
| ④ 同月２９日 | 審査請求人から意見書１を収受 |
| ⑤ 同年９月１１日 | 審査請求人から意見書２を収受 |
| ⑥ 令和８年６月１５日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ 同月２５日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、別表の2欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解され、諮問庁は、本件不開示部分のうち、一部を開示するとし（上記第3の3（3）ウ）、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、審査請求人が審査請求書（上記第2の2（1））において開示を求めていると解される文書番号5の「画像診断報告書」については、原処分において全て開示されており、不開示とされた部分はないことが認められるから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）法78条1項2号該当性

通番4の不開示維持部分は、地方労災医員意見書に記載された地方労災医員の署名である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地もない。

なお、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（2）法78条1項7号柱書き該当性

通番1ないし通番3の不開示維持部分は、特定労働基準監督署の照会に対して主治医A、B及びCが提出した意見書の記載である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等をおそれ、医師が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同項 2 号及び 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同項 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

審査請求人の夫特定個人が特定疾患Aに罹患したとして、特定労働基準監督署長が業務上の疾病と認定した時及び死亡時の調査復命書と資料一式

※ 前回開示された文書の中で主治医Aが記入している監督署から出している書面に対する回答で黒塗りとなっている部分を開示してください。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

審査請求人の夫特定個人が特定疾患Aに罹患したとして、特定労働基準監督署長が業務上の疾病と認定した時及び死亡時の調査復命書と資料一式

※ 前回開示された文書の中で主治医Aが記入している監督署から出している書面に対する回答で黒塗りとなっている部分を開示してください。

別表

1 文書番号及び文書名		2 不開示を維持する部分等 該当部分		3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分
1	主治医意見書①	① 1 頁ないし 5 頁 署名、印影	新たに開示	—	—
		② 2 頁ないし 5 頁 主治医意見	2 号、7 号柱書き	1	—
2	主治医意見書②	① 1 頁 署名、印影	新たに開示	—	—
		② 1 頁 主治医意見	2 号、7 号柱書き	2	—
3	主治医意見書③	① 1 頁 署名	新たに開示	—	—
		② 1 頁 主治医意見	2 号、7 号柱書き	3	—
4	労災医員意見書	① 1 頁 署名	2 号	4	

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 2 欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。
- 3 審査請求人が開示を求めていると解される部分が原処分において全部開示されている以下の文書を含まない。
- 「文書番号 5 画像診断報告書等（画像診断報告書について不開示部分なし）」